「隠岐騒動」再考
——廃仏毀釈との関連において——

藤原正信

一

姜尚中は、松本健一や中西輝政が二十一世紀を迎えるにあたって唱えた「ネオ・ナショナリズム」について、「素朴なパトリオティズム（郷土愛）を超えたところにパワー・ポリティックス的な「国家理性（レーゾン・デタ）」による「ジャパン・アズ・オンリー・ワン」を標榜しようとしている」[1]と評した。「身近な親しい関係や集団への帰属意識の連続的な延長上に国家が成り立ちえない以上、そこには何らかの決断主義的な「飛躍」が要請されざるをえない」が、「「飛躍」は何によって可能なのか」ということについて、「松本も中西も明確に答えてはいない」と姜はいう[2]。

そうした批判を意識したかどうかはともかく、『隠岐島コミューン伝説』（一九九四年刊）の増補・新版（二〇〇七年刊）において松本は、一八六八（慶応四）年、松江藩の郡代を追放した隠岐の「憂国同志衆」の行動について、「じぶんたちのくに（ネーション）はじぶんたちで守る、という非常にプリミティヴなかたちではあるが、ナショナリズムの芽生えがみられる。いや、そのくには、ネーションという国家・民族・国民が一元化した近代の概念よりも、もっと通時的、普遍的なパトリ（郷土）というものにちかいだろう」[3]と述べている。併せて、郡代追放後に「憂国同志

衆」の発した回文が「今日ヨリ皇国ノ民タルベシ」[4]と述べたことをもって「皇国」における国民意識（ナショナリズム）のあらわれ[5]というのであるが、パトリオティズムとナショナリズムとの間の「飛躍」は論じられないし、そもそも「飛躍」が必要なものとは認識されていないのであろう。

それゆえに、というべきか、松本は「隠岐島コミューンの核心は、民衆が権力それ自体を悪ととらえる視座を獲得してゆく過程にあるのであり、ある歴史的権力に叛逆する人間が、ふたたび新たな権力に疑いを抱く視座を生みだす必然的みちすじを、きわめて短絡して示すものなのである」[6]として、「朝敵」松江藩を追放したにもかかわらず、間もなく明治政府に取り入った同藩に再び服さねばならなかった民衆の営為を称揚するが、権力の背後にある「皇国」と民衆との関係が問われることはない。このくだりは増補・新版の刊行にあたってわざわざ収録した「隠岐島コミューン揺曳」（一九七一年）の一節であるから、「人間を虐げ、おしつぶそうとする力に対して叛逆するのが、民衆の論理である」[7]といいたいのであれば、なにゆえに「皇国」に「叛逆」できなかったのかは、言い換えれば、パトリとネーションの関係については、明らかにすべきであったはずである。

このことに関連して、丸山眞男の次の指摘を改めて確認しておこう。

……本能的な郷土愛は国民意識を培う源泉ではあっても、それは直ちに政治的国民を造りあげる力とはならぬ。郷土愛とは畢竟、環境愛にほかならず、環境愛は自己の外なるものへの伝習的な依存であるのに対し、国民の国家への結集はどこまでも一つの決断的な行為として表現されねばならぬからである。のみならず環境愛は中心たる自己から波紋状に拡って行きその濃度は距離に反比例するから、多少とも抽象性を帯びた国家的環境はヨリ直接的な村落乃至家族的環境に比して自から親近性は薄からざるを得ない。そこである場合にはこうした郷土愛は国民意識を培うどころか、却ってその桎梏として作用する。かかる際には近代的国民主義は伝統的郷土愛の揚棄を通じてのみ自らを前進せしめうるのである。[8]

右に沿って考えれば、「隠岐騒動」は「本能的な郷土愛」に発し、未だ茫洋としてはいるものの、「皇国」に基盤をおいた日本近代の「国民主義」へと帰結するものであったとすることができよう。その際、隠岐民衆にとっての「決断的な行為」とはなんであったのかを考えてみようというのが本稿の課題である。

もうひとつ指摘しておきたいことは、一九五五年の着任から長らく島根大学にあって、「隠岐騒動」を論じることの少なくなかった内藤正中の事件に対する評価についてである。

かつて内藤は、次のようにいった。

……自治政府は誕生した。忌部正弘を総指揮役に、元陣屋を会議所にあて功労者をあげて評議員とし、別に執行機関を設けて村々庄屋が交代で勤めた。また学舎立教館を設けて大学を講じ、撃剣場では武技を練り、戍兵局をもって警備に当り、改船局は海上航通を取締ったのである。彼らはもって天皇政府の海軍親兵であることを願うのであった。それは同じ中沼了三が指導した十津川郷士の陸軍親兵に対応するものである。だが、それは指導し組織した国学者・神官・庄屋ら正義党の願望であるにしても、決して大衆的な要求ではなかった。したがって郡代追放宣言にも、尊王攘夷は強調されても、封建支配打破・封建的搾取反対にはなんら言及するところがなかった。大衆の革命的要求を歪曲し、反封建闘争の従属のうえに立つ正義党（改革派同盟）の大きな限界である。だが、大衆はつねに指導層の意図にぬきんでて歴史を推進していった。三月一八日の三、〇〇〇人におよぶ竹槍蜂起以来、二カ月の自治政府を支持し、五月の松江藩（天皇政府の一翼）の弾圧においても、指導層の裏切脱落のなかで、最後まで闘っていったのであった。一八六八（明治元）年五月一〇日正義党自治政府は潰滅した。隠岐騒動は、明治維新において被支配大衆の旧支配勢力に対する公然たる権力奪取の闘争として大きな意義をになうものである。(9)

これに対して、松本の「隠岐島コミューン揺曳」（一九七一年）は、「内藤の批判は、隠岐島コミューンの内部に入

ってなされたものとは言いがたく、明治維新の限界とはこんなものだという先入観によって持出されたものである」[10]と難じた。その後、一九八一年に地方紙に連載された「隠岐騒動―地域からの見直し」を一書にまとめるにあたって、内藤はその「はしがき」において、こう述べた。

明治元年（一八六八）三月、維新の変革に呼応した「義挙」が、日本海の孤島である隠岐の島後において、神官と庄屋の正義党同志によって計画され、島内農民の多数の参加を得て実行された。

すなわち、隠岐国における尊王攘夷の自力での実現である。攘夷のためには、農兵隊に参加し、進んでは文武館を設置して自主的訓練を行って対処しようとした。尊王のためには、すでに「天朝御料」になったとして、「朝敵松江藩」の郡代以下の役人を西郷陣屋から追放し、代って島民による島民の自治政府を樹立した。

この事件を、ふつうには「隠岐騒動」と呼んできている。隠岐で起った騒動ということからすれば、たしかに「隠岐騒動」であるかもしれないが、事件そのものの内容は、島民が騒ぎを起したというような単純なものではないはずである。それにもかかわらず、安易に「隠岐騒動」と呼ぶことは、事件そのものがゆがめられて伝えられてしまうし、事件がもつすぐれた現代的意義をも見失なわれてしまうようになることを、私は危惧するものである。[11]

と。また、その実質に立ち入ることなく、隠岐に現出した「自治」について、こうもいっている。

一八七一年のパリ・コンミューンに対しては、誰も「パリ暴動」とも「パリ騒動」ともいっていない。それならば、一八六八年の隠岐での「コンミューン」についても、「隠岐騒動」ではなくて、正当な歴史評価をふまえた名称が与えられるのが当然であろう。パリ・コンミューンは、労働者の自治政府がパリで樹立されたということで、画期的な歴史的意義をもっている。隠岐国の自治政府の担い手は、尊王攘夷思想をもった神官・庄屋による正義党同志である。幕藩支配の封建権力に代って、島民自治が実現したことだけは、たしかである。ブルジョ

ア革命期においては、画期的な事件であったといわなければならない。[12]

右の「はしがき」について、内藤の立場が「地方史」研究から「地域史」研究のそれへと変化したにすぎない、ということもできるかもしれないが、「事件関係者の後裔にあたり、「殊の外に熱い思いをこめて、隠岐国維新史の解明に尽力し」、「祖先の名誉回復をたしかなものにしたいという願い」[13]に支えられた、ふたりの共同執筆者への配慮を欠くことができなかったことが滲み出ているといえよう。だからこそ、「島内農民の多数の参加を得て」などと曖昧な表現をしつつ、「自治政府の担い手」を「神官・庄屋」に限定し、かつて下した「農民的要求は、ほとんどといってよいほど無視され」、「大衆的基盤の意識的拒否が、神官―庄屋同盟による尊王攘夷運動の限界を示す」という評価[14]を引いて、「この立場は、今も変わっていない」と述べたのである。[15]

内藤の苦悩を思いつつ、取り敢えず「隠岐騒動」をその前史から追跡し、またその後に展開された廃仏毀釈について考察を試みることにしよう。

二

十八世紀初期に外国船が出没するようになったころ、山陰沖約四四〜八〇キロメートルに位置し、島前と島後からなる隠岐諸島は、石見大森代官の支配下にあった。一七二〇（享保五）年に隠岐は松江藩預け地となったが、一七九九（寛政一一）年には島前に六か所、島後に二か所の台場が築かれるなど、従来よりも「唐船番」の組織が強化された。一八二五（文政八）年に異国船打払令が出された際に郡代は大庄屋に対して緊急時の「健成者共」による対応の仕方などについて指示したが、いよいよ嘉永年間に入って緊張は高まった。一八四八（嘉永一）年には島前で外国船からの上陸事件が起き、さらに一八五三（嘉永六）年には島後沖に外国船が現れたことをうけて、松江藩からの「御人数渡海之節」の対応や「村々ニ而昼夜遠見」の徹底などが大庄屋に命じられた。[16]島後から出て京都で塾を開き、大

和十津川の文武館設立に与って、後に明治天皇の侍講となった中沼了三が郷里に宛てた数通の書簡には、「異国船図面微細御認被下仔細一見仕候、国許殊之外騒動之由驚入候其後茂矢張引去不申候由、只今比如何御案申上候、猶書便も御座候、悉敷様子承度奉存候」[17]などとあるので、隠岐の緊迫した状況は京都へも逐次伝えられていたのである。

こうしたなか、松江藩では京都や江戸の警衛に兵力を割いているうえ、出雲においても「防禦向為御手当浦々江御人数多勢出張」となったために、隠岐への「渡海之御人数此上如何に茂難被成」との事態となった。しかし、「御預所之儀甚御大事」であり、「追々御人数御手配」となるから、さしあたって「島中にて年齢十七八歳より五十歳計迄勇壮之者相選農兵」を組織するとして、その旨趣を次のようにいった。

> 全く異戎防禦之儀に候得ば何れ茂粉骨砕身いたし報国の志第一に候。此旨大庄屋並庄屋共与得勘考いたし、小前人別に至迄能々申諭、村々より選出可申候。尤人数高は別段可申付候。勿論是に付て耕作漁事等人々業之衰に相成候ては以之外之事に候。必竟斯迄御手厚に被成置度被思候も、島中永安穏に渡世為致度被思召候より之事に候間、厚く御仁恵之程奉感戴候。弥以業躰相励み倫理を正し、非常の折柄は刀鎗弓鉄棒斧竹鑓様之ものにても、人々任覚悟に相図に応じ速に駆集り、郡代代官の指揮に相従ひ一命を抛異戎共を殺戮し或は生捕等いたし、御国躰を辱しめさる様、実心の挙動肝要の事に候。時に臨み抜群の働於有之は急度可被賞候。此段何れも心肝に銘し可及御請候。[18]

と。右のように、一八六三（文久三）年三月の隠岐における農兵募集では、「異戎防禦」による「報国」が松江藩から要求されたのである。中沼の影響下にあった庄屋層らにとっては、この「国躰を辱しめさる様」にせよとの命令は、あるいは大きな意味をもったに違いない。[19]しかし、「小前人別」へはそのことを「能々申諭」さねばならなかったのであり、彼らにとっては「報国」というよりは、「島中永安穏」が望まれたであろう。ともかく、同年五月には西郷港に近い十六か村から二百三十四名が農兵として組織され、「西郷湊江異船相見、碇おろし滞船の躰相見候得

は、兼て定置候寺院におゐて金鼓相図。尚急飛脚等にて知らせ候節、右農兵共矢尾村の内字大城と申所江早々駆集、壱ケ村々の幟を立、見分ケ宜敷扣揃可罷在候事」とされた。また、周辺の延べ三十一か村、計二百四十六名の農兵に対しても、地域ごとに「いつれの沖に異船相見、碇おろし滞船の躰相見候節、急速御陣屋江及注進、右農兵共は其所へ早々駆集、御人数出張迄の処厳重可罷在候事」などが命ぜられた(20)。さらに、一八六六（慶応二）年七月には、「新農兵」が組織されて、「都合三十人へ二人扶持宛」が給与され、二人の藩士の下で「稽古」も行なわれた。

ところが、翌一八六七（慶応三）年五月、「近来一刀流とか竹具足等を着したゝき合候向も有之哉ニ相聞候処、不宜事ニ候。壱体庄屋共は御収納もの取納候儀専一之事ニ候。少も無油断農業に力を入、小前之ものとも示し方行届候様可致者、差前之事ニ候間、以来右様之形勢相止め、家業第一心懸可申事(21)」として、武芸が差し止められた。庄屋が直ちになすべきことは年貢を滞りなく納めることであり、「小前之ものとも」に対して「農業に力を入」れることを示すことである、というのである。石代相場の急騰による一揆や打ちこわしの発生(22)を危惧する松江藩側からすれば、一方で農民の武装蜂起を未然に防ぐことが喫緊の課題であったことが、一八六五（慶応一）年十二月の「教戒」から見て取れる。それは、「徒党ケ間敷儀は兼て厳敷御制禁にて、惣て御法度の趣堅可相守との儀は、年々五人組帳に相認め、村々連印いたし差出候事に候へ共、いつれも悉く乍相心得、不憚上為躰不埒至極の事に候」として、農民の暴発を未然に防ぐように村役人に命じた。一方で、「村役人は平日村方へ無油断心を付、浦辺事に候へは、商売等入津いたし米穀始惣て商売躰の儀は前々より御制法も有之通堅(堅)相守、何等によらす一旦の利潤に迷ひ小前の者等怨を含候様の儀無之様に愛し、万端正路に取扱之、其村内へ深切実意を運び、若非道の機有之候はゝ、早速に申悟(諭)し相鎮め可申、此等村役人の専務たるへき事に候」と述べて、商業資本と連動した村役人の貪利を戒め、農民の攻撃対象にならないようにすることはもちろん、末端支配の引き締めを求めた。そして、「小前の者に至迄心服いたし候はゝ、村々人別無残受書連印」させ、「寺社家も前文の趣被致承知候はゝ、其本末寺社共受書連印」させたのである(23)。

しかし、外国船の脅威は農兵が組織される以前とは比較にならないほど大きくなっていたのであり、武芸差し止めの申し渡しにあたって「当時農兵取立ニ相成候処、是は外百姓と違、御扶持をも被下、炮術専修行いたし候」[24]などといって、物の数ではない「新農兵」で対応させようとする松江藩への不信、不満が募るのは当然であった。それが一八六七（慶応三）年五月、松江藩に対する文武館の設立歎願の形で表明されることになった。中沼了三の影響下にあった中西毅男や井上毅介ら、島後の庄屋二十名、年寄三名、神職十二名[25]を含む計七十三人が連署して、次のように願い出た。字句などに若干の修正を加えながら、都合三度準備されたものであるから、長くなるが初回のものを確認しておこう。

方今内外紛乱之時勢に御座候処、就中外夷日々に切迫、何時如何様之行違異変致出来候も難計、実に累卵之如き御時節柄に御座候処、当島之義は本地隔絶之孤島、他に可頼方茂更に無之、実に危急旦夕に差迫候勢、不堪悲歎事ニ御座候。尤も尊藩御支配之事に御座候得者、兼而御手当等茂堅固御備被為在候は勿論恐察仕候得共、御承知之通、西郷港之儀は、日本三港之一とも称候程之名港に候得者、万一外夷争端相開候節者、差詰漠が舟溜と致候義は必然と奉存候。仮令尊藩に於而如何様応援全備被為在候とも三十里之海上相隔候事ニ御座候得者、急変之節御人数御繰出御渡海之間も有之候義ニ御座候間、是非とも暫時之喰止防戦可致丈備者、島中に於而も設無之候而者不叶儀と奉存候。右ニ付私共分外之事なからも、日夜苦心不堪憂慮候処より、同志之者申合、乍恐島中一統文武稽古場無之候而者不相叶義と存候得共、貧島之儀ニ御座候得者、諸入用取続方六ケ敷、且仕法等も相立兼万事不都合千万之仕合、殊に表向之事に仕、屹度基本相立候事に不致候而者、人気帰服之程も無覚束、且多人数之事に候得者、銘々異論申立候様相成候而者、終に者無益之事に相成、万一之時渠が凌辱を受、異国犬彘の蹄に蹂躙せられ候儀者必然と奉存候。左候而者実に以一生之遺憾、残念至極と奉存候。且神州之御永辱とも相成候儀、深く心痛罷在候間、何とも非分之儀を申立、罪犯難逃儀に御座候得共、何卒島中文武稽古御取立之御沙汰被成下、

且其充行として金米之内御下け被成下候はゝ冥加至極難有仕合、同志之者一同奉感戴、益尽力文武稽古相励、且又器械等迄も相備、一廉之御用に相立御国恩之万一をも奉報度志願に御座候間、当今天下大変革之形勢を被思召、且孤島迫切之事情御憐察之上、右願之趣、御聞済被為成下候様、宜敷御取計之程同志一同奉歎願候。[26]

内憂外患の状況で「外夷」との戦端が開けば西郷港は必ずその碇泊所となるであろうから、松江藩による応戦が本格的に行なわれるまでの間の防備は担いたい、そのために島民の文武稽古を採用するとともに費用の支援を願いたい、というのが骨子である。「神州之御永辱とも相成候儀、深く心痛罷在」として神国思想を背景におきつつ、「御国恩之万一をも奉報度志願」と述べて松江藩へ配慮しながら、しかし「孤島迫切之事情」を最優先にして文武稽古場設立を歎願したこの文書は、書式や内容が不穏当であるとして郡代の山郡宇右衛門によって却下された。そこで、一部を修正して井上ら代表五名で翌月に再提出したが、彼らは調方錦織録蔵に呼び出しを受けて、「今攘夷抔といふことは不相成申、……殊に上方も穏に相成、斯まて不致とも宜敷。……何時稽古致し候様被仰付候も難計、先それまで見合候事可然」などと諭された。井上が反論すると錦織は、「其方儀ハ此国ノ大将ニ相成積ニ候哉。ヤレバヤツテミヨ」、「糞越(肥)しごいたし、御年貢勘定いたし居り候へば、武芸致ずとも恥辱にはなりまいが、左様の事で村が治まるものか」と厳しく叱責した。[27]そこで彼らは、かつて藩の軍用方として農兵の組織にあたった高橋伴蔵を介して三度目の提出を企図したが、それも実現しなかった。[28]

こうした事態を打開するために、同志十一名は翌一八六八（慶応四）年二月十一日に脱島して下関経由で京に出て、中沼了三を介して朝廷へ歎願しようとした。しかし、長州藩に敗れてその支配下に入った浜田に漂着して尋問を受け、「攘夷ハモトヨリノコトニ候ヘトモ、今日ニ至テナリガタ」いと説諭されて、「一日モ早ク帰国イタシ、奸吏ヲ払イ、国中ヲ一和シ、有志ノ輩ヲ助ケ」[29]るべく三月九日に島に戻ったが、すでに王政復古が布告されて、隠岐を取り巻く政治状況も大きく変化していたのである。

三

王政復古の布告の後も、松江藩主松平定安（出羽守）[30]は家臣に対して、「今般天朝より政体の大変革を発せられしに付ては、百事仰朝命可励忠勤は勿論の事なり。併し各自承知の家柄なれば、此の後関東に於て如何なる事体に至らせらるゝとも、宗支の礼は正くして孝敬の道に適することを務むべし」[31]として、なおも朝廷への「忠勤」と家門としての徳川宗家への「孝敬」とを共に諭示に盛り込んだが、戊辰戦争が起こると半月ほどの間に「只管勤王の外無之」と藩論が定まった[32]。

ところが、藩主が上京する際に美作を経由したために、山陰道鎮撫総督に直接表敬しなかったとして問題となった。「諸藩ノ嚮背ヲ問ハシメ緩急事ニ従ハシム」べく、「（岩倉―筆者註）具視カ前キニ西郷吉之助等ト籌画スル所ノ策中ノ一」として「（西園寺―筆者註）公望薩摩長門二藩ノ兵各一小隊ヲ率キ京都ヲ発」[33]した鎮撫使一行は、二月四日に鳥取に入った。同十一日、鎮撫使本営へ呼び出された松江藩家老大橋筑後は、「山陰道鎮撫使被置候は、正月五日よりの事なり、出羽守殿国元出立は十九日と相聞え候、小藩たりとも遠近の無差別、御途中御伺は有之、於大藩其儀無之段は条理如何、勅使へ不遜は則朝廷を蔑如するの道理に無之哉、隠岐鎮撫の願有之由、余事推て可知なり」[34]と詰問された。松江藩では、家老大橋が切腹して謝罪することに決したが[35]、鳥取藩の周旋もあり、結局は「三月朔日松平定安（出雲松江藩）ノ子瑤彩麿及重臣ノ誓書ヲ納ル」に至って「山陰道全ク平定」[36]し、また、四月六日には帰洛した西園寺のもとに「定安留守中、嫡嗣瑤彩麿始、家老共誓状を以て盟約仕候通、反臣徳川慶喜・宗家親縁の間と雖、以大義相絶、勤王一途の寸誠、天地神明に誓ひ、子々孫々決して異議有之間敷段は、全く安定（ママ）従来の本心に御座候。就ては留守中因幡中将へも、瑤彩麿盟約仕候通、定安に於て同様」[37]との誓書が届けられて事態は収束したのであった[38]。この事件では、折悪しく松江藩の第二八雲丸が京都守衛にあたっていた藩兵の兵粮を敦賀へ輸送した際、機関修理の必要から鎮

撫使一行に近い宮津に往還共に入港したことも不審を買うこととなったものの[39]、「御途中御伺」の次に問題となったのは「隠岐鎮撫」の件であった。このことについて「大橋等其の意味を解せず、反論せしも要領を得なかつた」[40]というが、脱島同志の行動とは直接には関係しなかったという経過はともかく、ようやく隠岐の庄屋層は鎮撫使を通じて天皇政府と連なる状況となったのである。

そして、山陰道鎮撫使が隠岐庄屋層に宛てた文書を松江藩隠州方役所が開封したことで、事態は一気に「隠岐騒動」へと展開してゆくことになったが、その文書は、次のようなものであった。

飛檄を以申入候、然者今般王政復古に付、山陰道鎮撫使西園寺殿御下向被遊、当度出雲国松江城江御着陣被遊、随而其国江茂御渡海可被遊御儀ニ候処、海上隔絶、且つ急に御帰路の御模様に被為在候間、其国古来より之公聞役方之内申合、一両人雲州松江御陣営迄急に渡海可被致候。尤海上風波之難儀茂有之事に候得ば、万一遅着、御帰陣之御間に会不申候節は、御跡より出京、西園寺殿役所迄可被罷出候。先者為其如斯申入候、以上。

二月二十六日　　山陰道鎮撫使御守衛役所

隠岐国　公聞役方中江

尚〻此度其国朝廷御領と相成候間、一国中田畠石高、人員、牛馬数、海上産物、雲州江取建来る諸品総都合等巨細取調持参可有之御沙汰候事。[41]

要するに文書は、鎮撫使は渡海しないが、隠岐は今後「朝廷御領」であるから、石高・産品などを書き付けて提出せよというものであった。これによって勢いづいた脱島同志は、帰島直後の三月十一日に「先頃国本脱走いたし、長藩御出役に応接候処、当役所と懸合の筋出来、即帰国候処、此の書付の通、御当国も天朝御料と相成、夫についても懸合の筋有之候間、明十二日之夜正九ツ時、下西村総社内へ無間違御出張可被成候、事宜によりては戦争におよび候も難計候間、武器類は勿論、腰兵粮等に至迄持参可被成候、万一間違有之候ては、其実否後日相正し候間、此段得相心

可被成候」[42]と檄を飛ばした。そして、松江藩の非を問うことに決した血気の同志達は穏便に事態に対応しようとした人々と袂を分かって武装農民を糾合し、ついに三月十九日、三千四十六名が行動に出た[43]。

「憂国同志」は郡代山郡宇右衛門に対し、「従来御国政私之取扱多く、庶民一統不致帰服、国中不治之事」を責め、「昨年依尊王攘夷之旨、国中防禦筋之儀、同志之ものより歎願書差出候得共、採用無之、理解いたし候庄屋共を暴怒打擲」したことや「御鎮撫使御守衛御役所より、御当国公聞役方中江被下置候御用翰、二重封ニ〆御封印有之候表包、松江表隠州方役所ニ而開封之上、両島より罷出候庄屋江申付、即席被為致開封候儀」について糾弾し、「最早朝廷御領と相成候上は、朝敵徳川家より御預り役方之支配、統而指揮を受不申候間、早々立退帰国」せよと迫った[44]。「朝廷御領」としての名分が立った、まさにその文書が松江藩によって開封されたことで、直接には対外情勢が緊迫するなかで武装を禁じられて鬱積した憤懣は一気に噴き出し、郡代以下の撤退を要求したのである。

これに対応できないと判断した郡代山郡は、「此度憂国同志中より被申出候件、一々屈伏仕、則今日立退帰国仕候」と認めさせられ、三十余名で西郷港から出帆した。その際、後に詰腹を切らされる山郡に対して、同志側が白米四斗入り二俵、清酒二斗入り一樽を贈ったことや[45]同志側が基本的に非暴力であったという一連の対応について、かつて「優しい革命」などと評されたこともあった[46]。しかし、重要なことは、そのような人々が、どうして翌年になると廃仏毀釈というような激烈な行為をなしえたのか、ということである。次に引用する井上甕介の執筆した回状は、この時点で彼らが必ずしも仏教排撃までは考えていなかったことを窺わせて興味深いが、そのことは後で考えることにして、郡代を追放した後に彼らが目差したところを確認しておこう。

抑天地開闢ヨリ我大日本ハ忝モ天津日嗣ノ知食シタマフ天皇ノ大御国ニシテ、四海之内禽獣草木土石塵埃ニ至ルマデ皆天皇ノ御物ニアラズト云フコトナシ。……徳川氏ノ下ニ住ミシモノト雖モ開闢以来乍奉蒙天恩、僅カ二百年余ノ恩義ニナヅミ、幕府ヲサシテ君父ト唱フルニヲイテハ、トモニ国賊ノ境界ニ入テ、皇国ノ民トヨバレズ。

辱クモ祖先以来父母妻子ニ至ル迄養育セシメ、ヒトシク年月ヲ送リ、或ハ富ミ栄エテ鼓腹歓楽ニ至ルマデ、悉ク奉蒙天恩候。然レバ自己ノ身命ニ至ルマデ、皆天皇ノ御物ニシテ、毛頭我モノニハアラズ。コヽヲ以テ鄙賤ヲ不顧、身命ヲ抛ツテ尽力イタシ、皇国ノ民タル名分ヲ尽サズンバアルベカラズ。コヽニ開明ヲトゲ、同志イタスニヲイテハ、是マデ鄙賤ヲ唱ヒ、因循苟且イタシ居リ候モノモ、今日ヨリ皇国ノ民タルベシ。コヽヲ以テ能ク弁別イタシ、且御当国ノ義ハ本地隔絶ノ孤島、緩急ノ節ハ他ニ依頼イタシ候事モ当惑ノ至リ、士兵ニテ暫時ノ喰止致サズ候テハ、醜夷犬彘ノ為ニ国ヲ掠奪セラレ、眼前父母妻子ヲトラレ祖先ノ位牌所モ放火セラレ、田畑ヲ蹂躙セラルヽニ至テハ、是ヨリ大ナル神州ノ御永辱ハ無之。鄙賤ノモノニ於イテモ此機ヲ察シ、二心ヲ不抱、皇国ノ民タル名分ヲ不失コト第一ニ候。此末文武ヲハゲミ、攘夷ノ御布告可相待モノ也。(47)

このように、徳川支配の終焉と「開闢以来」の「天恩」とを周知し、「皇国ノ民タル名分ヲ尽」すことを要求して、「文武ヲハゲミ、攘夷ノ御布告可相待」ことが方針として示されたのである。「天恩」に報いること求めながら未だほとんど具体的な施策が見て取れない点で「告諭大意」(48)を髣髴させるが、浜田で長州藩兵に諭されたにも拘らず「攘夷」は堅持されていた。「朝廷御領」は松江藩に対しては有効であり、庄屋層の意思統一には欠かせなかったが、「醜夷犬彘」の脅威を強調して「攘夷」を標榜しなければ一般農民を糾合し得なかったのである。松本健一が「今日ヨリ皇国ノ民タルベシ」と宣言したことを「皇国」における国民意識（ナショナリズム）のあらわれ」といったことは冒頭に紹介したが、右から考えれば一般農民にとって郷土防衛こそが最優先課題であったことは明らかであろう。

さて、元の陣屋を充てた会議所では、郡代追放にあたって総指揮役を務めた忌部正弘（水若酢神社）の他、億岐有尚（玉若酢神社）・中西貞二郎（中西毅男の養父）・井上権之丞（井上甕介の父）が評議に当たり、総会所頭取の重栖恕平の下に庄屋を改称した公文（公聞）(49)が交番で実務を処理し、また、それぞれ四、五十人の壮士からなる戍兵局・

義勇局・揮刀局を設け、交代で巡回取締りにあたったという。[50] 隠岐島後に、いわば公文派政府が誕生したのである。

公文派は、四月一日に京都の山陰道鎮撫使庁への郷帳提出に併せて援兵依頼のために中西毅男ら三名を派遣し、四月五日には浜田占領中の長州藩に援軍要請のために井上毚介ら四名を送り、島前庄屋との折衝などを行なって、松江藩の反撃に備えた。ところが、京都に出た中西らは、「西園寺様ヶ山陰道鎮題御免」となり、「徳大寺様御壱人ニテ雲州へ隠岐支配ノ書付」発給というような事態に至ったことを聞かされることになるのである。[51] 周旋の仔細や参議徳大寺実則と西園寺公望の兄弟の間に何があったか、などについてここでは立ち入らないが、いずれにしても太政官は閏四月十三日付で「兼て旧幕より預置し隠岐国の儀当分其藩へ取締向被仰付候事。但近来国中之人心不穏趣相聞候に付、一際厳重取締可致候。万一土人共役場へ対し不法之所業於有之は、始末取糺旧幕預け中振合に不拘、刑法万端相当の処置可致事[52]」と指令したのである。

松江藩では参政乙部勘解由を総指揮役とする七十余名が先ず島前に渡り、閏四月二十七日に捕手二十名を島後に向けて先発させ、五月三日には本隊が西郷に到着した。松江藩はさらに約二百名を島前に増派したが、乙部はその大半を率いて五月九日に西郷に上陸した。急の知らせで井上毚介らが京都から戻った翌十日、松江藩が武力で陣屋を奪還し、十四名の戦死者を出すなどして公文派政府は成立後八十一日にして解体し、松江藩の「乱暴狼藉至ラザル処ナシ」というありさまだったという。[53]

これに対して、公文派は前後して太政官・鳥取藩・長州藩へ使急を送なるどしており、それに応じた鳥取藩使節景山龍蔵が会津征討に向けて航行中であった薩長の軍艦と連絡をとったことによって、山田市之進（頴義）らも加わって交渉がもたれることとなった。その結果、松江藩は五月十五日に「当地取締方に付先達而一時不得止次第及発砲候後、追々鎮静之趣に相聞、然る上は専安堵之及取扱候訳に候。就而は薩長因三藩及示談渡海人数今日より出帆、追々御引上に相成候間、各々職掌を勤可申事」と令し、乙部らは増援によって西郷に入港していた第二八雲丸などに分乗

して翌十六日には一小隊を残して島を去り、十八日には救恤米五百俵の賑給を行なったという。[54]

一方、京都に走った総会所頭取の重栖らの訴えを受けて、太政官は鳥取藩士で刑法官判事の土肥謙蔵を監察使として派遣した。松江藩は年貢減免など島民慰撫策をとっていたが、事件が糾問されるとその立場は不利となり、六月二十五日に至って撤収することとなったのである。[53]その後、公文派の会議所・総会所は、ほぼ以前のかたちで復活して島前とも提携し、十一月に隠岐が鳥取藩へ移管された後、翌一八六九（明治二）年二月に隠岐県となって四月に権知事真木直人が赴任するまで存続した。[59]さらに、隠岐は、同年八月に大森県に吸収され、翌年一月には大森県が浜田県と改められて、その管轄下にはいった。この間、壮士は県兵と改称されて隠岐団を編成していたが、六九年十二月に「今般府県兵被廃候ニ付島中同志並県兵共深く望を失ひ力を落し可申候得共全く天下一般之御制度無拠次第ニ付何れも御趣意を奉戴し速に兵器を解本業に復し稼穡可相勤勿論之事ニ候」[67]と武装解除が命ぜられても抵抗は生じなかった。

四

井出孫六は、「隠岐に吹き荒れた廃仏棄釈の嵐は、ついえ去ったコミューンの怨霊のように、真の敵を見失って多くの寺を徒らに焼くことになった」[68]といったが、そもそも「コミューン」と呼べるほどのものが成立していたというのも、そして廃仏毀釈の原因が「コミューン」の挫折だとするのも、いずれも疑わしい。すでに見たように、隠岐島後の公文派が目差したのは、「朝廷御領」となることで「攘夷」の障害となっていた松江藩を排除することであり、指導層は一刻も早く明治新政府の支配下にはいることを望んでいたのである。また、危機意識によってしか一般農民を糾合できなかったのであり、郡代追放に集まった三千余が主体的に目的を共有する存在として認識されていたとはいえないであろう。少なくとも、革命と反革命をくり返えすなかで人権意識が培われた歴史の上に成立する一八七一年のパリ＝コミューンに擬することは慎まねばなるまい。もちろん仏教の堕落や僧侶による収奪については問題とさ

れなければならないであろうが、隠岐における廃仏毀釈は復活した公文派政府の擅断によるものであって、一般農民の信仰の質はどうあれ、それを抑圧した宗教政策であったことを以下に確認したい。

隠岐の廃仏毀釈が本格化するのは一八六九（明治二）年三月以降のことであるが、すでに前年からその兆しはあった。曹洞宗完全寺の大谷洞岳は、一八六八（慶応四）年五月に「今般社家百姓共、号同志連中国家令騒動、上を蔑にし下万民を苦め、恣我意寺院破却抔と取沙汰」しているとして、復権した松江藩に保護を願い出た。また、八月には西郷に寄港した東北遊撃軍久我建通の「安全之祈禱」を隠岐曹洞宗本山護国寺で行なうことを通して保身をはかるなど、場当りな対応をしていた。これに対して、総会所（公文派）は監察使と結んで、祈禱実施の際の手続きに瑕疵があったとして大谷を翌年二月まで謹慎処分としたのであった。[69] そして、隠岐県が設置されると、同年三月には行政官衙である裁判所に対して、「両島公文惣代」の連名で廃仏が歎願されることとなったのである。

……去る辰五月雲藩の暴挙に一味致候僧徒も有之、加之討れ候者の拒門内通行を、差留、何とも不勝忿懣次第に御座候。然処御一新の御代に当り孤島頑愚の者に至迄、為国家銘々尽力可仕は当然の事と奉存候。然るに国内の僧侶横慾淫佚を極め、大に人倫を傷害し、良民を損ひ、醜態悪業一として不至処無御座候。右様邪宗同し所業を以、上奉悖候御政典候次第、実以言語に絶し候事共に御座候。別て人民の教導、宗帳人別抔人心挙て不服処に御座候。殊に胡神崇敬の儀は不本意の事と兼て承知仕候間、何卒前件の条々御洞察被為下候様、不顧恐奉仰願候。[60]

ここにあらわれた廃仏論は近世に少なからず見られたもので、「雲藩の暴挙」と関連付けていることを除けば、特別なものとはいえないであろう。従って、「近来凶荒打続且昨年以来紛擾ニ付而は闔国疲弊ニ立至」ったことから、「年頭歳末等之贈物総而省略」[61]したことなどが直接的に一般農民の歓心を買ったことは間違いない。しかし、同年七月に島前・島後の全公文から裁判所へ提出された弁明書は、神仏分離令を理由にすることなく、「方今海岸防禦の儀は一日も猶予不相成儀と奉恐察候より、一同愚慮申合、寺院の分は不及申、銘々の家具銅鉄類迄悉く取集め、銃炮鋳

立、御当県御備の一助にも可相成哉と衆儀の上、寺院梵鐘幷辻堂俗家に用来候鉦磬の類過半取集申候」と述べている。ここから考えれば、対外的危機に対応することを名目として、否応なく廃仏が迫られた面を見落としてはならないであろう。すでに見たように、郡代追放に際して「祖先ノ位牌所」を守ることは「攘夷」の一環として位置付けられたから、郡代追放の時点では廃仏は予定されていなかったが、今度は同じ根拠で廃仏への動員が企図されたといえよう。だからこそ、というべきか、従来からの寺院と一般農民との関わりが直ちに自発的に破棄されたわけではなかったことは、次をみれば明らかである。

今般宗門御改革に相成、産土神社之帳付ニ相成候上ハ、向後只管産神を尊敬可仕候、且又葬法祭儀等御規定之通、堅相守可申候、若違背仕候ハヽ、可奉蒙神罰者也、仍而誓旨血判仕処如件、

明治四辛未年正月

勘次郎（血判）
作　吉（同）
金兵衛母親
せ　い（同）
（以下略之）

右之通一統血判誓約仕候処相違無御座候、依而請印如件、

組頭
嶺　造（印）
年寄
高梨平左（印）

公文

松浦繁太郎（印）[63]

太政官が氏子調を命ずるのが一八七一（明治四）年七月であるから、それよりはいくぶん先行したとはいえ、一八六九（明治二）四月に両島総代の公文が「皇国の民たる者神道の外に可尊信道は無御座候。……何卒当国の儀は、人別宗門御改、僧徒被任候旧法御廃止被為下候様」[64]にと願い出てから二年近くをかけて、ようやく血判誓詞を取り付けることができたのである。それでも、さらに一八七二（明治五）年六月に浜田県西郷出張所は、「昨年より国中宗門改之義、神社改に相成候上者、別而神祇を崇敬し、祭礼等無怠慢可執行之処、一昨年紛擾以来、何と無く神社疎かに相成、下々甚敷ニ至候而者、神仏共被廃候様相心得候者も有之候哉に相聞、以之外事に候、右者全く心得違に候間、此間已後格別に諸神社を尊敬し、祭礼等可執行」と神職らに指示し、「島後村々公文中」に対しても「別紙之通、神主共えも布令いたし置候間、村々下々ニ至迄、心得違無之様可申付者也」と厳命しなければならなかった。[65]

右に関連して、「近世においては一少なくとも村役人クラス以上においては一神と仏、社と寺を明瞭に区別して認識していた」[66]という阪本是丸の指摘は踏まえておいてよかろう。つまり、隠岐では中沼了三の影響を受けた公文や神職は自覚的に神道を基盤におく行政を目差したが、「下々」においては仏教と神道が峻別できなかったのであり、「神社改」の意義についてほとんど理解していなかったのである。

そして、水天宮祠官真木左門旋臣の四男で真木保臣（和泉守）の弟である真木直人が一八六九（明治二）年四月に権知事として赴任してから、廃仏は本格化した。真木は、一八七〇年一月に隠岐が大森県に合併されると石見大森に移り、同年九月に旧長州藩諸隊の解散を機に前田誠一らが起こした浜田騒動の責任を問われて免官になるまで権知事を務めた。彼は、廃仏を「陰に慫慂する所」[67]があったとされ、隠岐国分寺からの通報を受けた東寺年預は刑法官に対して「県知事ニおゐて取調之模様も無之、追々国内諸寺院悉く乱暴ニ可及模様……何卒右之事件御取糺之上、不相替

寺務如法護持候様、御憐計只管奉歎願候」[63]と願い出るほどであった。また、一八六九（明治二）四月に両島総代の公文が「人別宗門御改」について歎願したことは先にふれたが、それについて高田神社祠官の宇野民部が「知事様へ及歎願候ニ付、御許容有之、是則神宗門と申始也」[64]と記録していることからも、真木の関与は明らかである。

総会所は、一八六九（明治二）年四月、「村々公文」に宛てて「去五月雲藩暴動の節、非命に斃候面々招魂祭の儀、来五月十日矢尾村調練場におゐて仮霊屋取建修行有之候間、村々同志中幷親類の者共同日四ツ時迄に参集拝礼可被致候。尤公文役幷親類の輩は上下着用可有之候」[70]と触れを出した。明治政府は前年五月に京都東山に殉難者を合祀する方針を発表し、隠岐の総会所より遅れて六月に招魂祭を執行すべく名簿の進達を命じているが、そうした事情に通じていた真木が教示したと考えることに無理はなかろう。

廃仏毀釈について公文が弁明した文書には、「少年過激の輩戯に廃毀いたし候儀有之候得共、決て毀寺廃仏の儀には無御座候」[71]、「公文より廃仏の沙汰有之哉に相聞候得共、全左様儀は無御座候」などとあるが、やがて隠岐から九十九か寺が消え、五十三人が還俗し、十三人が脱走した。また、百七十余町の土地や約千五百貫の梵鐘・仏具が没収されるなどして、小学校や諸費用に充てられた。[72]一八七一（明治四）年になって指導者は浜田県から処分されたが、公文派は神葬祭を営み、西郷に大社教出張所が設けられると、これに属したのであった。[73]

五

ここまで見てきたように、真木直人権知事の着任によって隠岐は名実共に「朝廷御領」となった。武装解除が象徴的に示すように、「隠岐騒動」を指導した公文派の望んだ〝自治〟ではなかったとしても、彼らはそれを受け容れざるを得なかったし、初めから予定された限界でもあったといえよう。そして、真木を後ろ盾にした公文派に導かれて展開された廃仏毀釈は、神権的天皇の「朝廷御領」（ネーション）であることを隠岐の人々が意志的に受容すること

を決断し表明させられたものであった。ここにパトリからネーションへの「飛躍」は決定的となったが、それを可能にしたのは神祇信仰によって個々の除災招福を祈りつつ国家の祭祀へと連なっていった人々の宗教性にあったといえよう。仮に人間の尊厳の自覚を促すような原理があったとしても、欲望充足のためには溶解させてしまう、そのような神祇信仰の呪縛のなかで、尊王攘夷を至上目的とする〝自治〟は樹立されたのである。強圧的指導がなければ徹底されなかったであろうが、「優しい革命」しかなし得なかった人々は、明治政府の期待をはるかに超えた廃仏毀釈を展開することで、それまでの葬送儀礼などをも包み込むパトリを吹っ切ろうとしたのであろう。隠岐の壮士は、江川農兵のように一揆鎮圧にこそあたらなかったが、革命的民兵などではなかったことはいうまでもない。隠岐の「コミューン」は、近代的な市民によって構成されたのでもなければ、労働者によって組織されたのでもなく、せいぜい西欧中世の都市運動で成立したそれと似ているという程度のものなのである。

それにしても、これまで「隠岐騒動」に関して著されたものは、どうして公文派の施策を神道国教化政策の先取りともいえるものとして位置付けようとはしなかったのであろうか。廃仏毀釈から〝自治〟の質を考えてみること、つまりは近代天皇制国家の成立過程のなかで「隠岐騒動」を位置付けることが必要だったといわねばなるまい。

「隠岐騒動」が論じられる際には、E・H・ノーマン「反革命の勝利」とともに、必ずといってよいほど引用される橋川文三「日本におけるネーションの探求」には次のようにある。

……もしこの隠岐のコンミューンに似たものが全国各地に凡そ百くらいも次々と出現し、中間的権力機構をそれぞれに排除して全国的にゆるやかなコンミューン連合ができたとしたなら、その後の日本国家はどうなっていたろうか、……それははじめ局地的なパトリオットの組織にすぎないから、そのままではまだネーションとはいえないであろう。しかし、もしそこにたとえばなんらかの外国からの軍事的な脅威が加えられたとするなら、これらのコンミューン連合は、前に引いたあのフランス民衆のように、身分と年齢の差別なしに武装して立上ったで

あろう。……もちろん、幾つもの重大問題が連合の組織と天皇の地位をめぐって生じたであろうことは十分に想像される。しかし、主権がコンミューンにあるという原則は恐らく自明の意識として定着し、したがって、明治以降におこった主権論争や議院設立をめぐる大論議などはおこる余地はなかったかもしれない――

橋川自身が続けて、「もちろん、これは行過ぎたしかも不器用な空想にすぎない」というが[64]、〝自治〟と廃仏毀釈との関係について留意していれば、そのようなことをしなくてすんだであろう。一八七六（明治九）年四月に浜田県は廃されて島根県へ併合されたが、一八八〇（明治一三）年九月二日付『東京日日新聞』は、「隠岐の絶島にも国会熱勃興」と題して「実に絶海の孤島とも云ふべき土地なるが、自由の風は早くも吹通して、国会願望者の数は既に三千二百七十余人となり、二名の総代は本月十一日に発足して上京するよし」[65]と報じた。この「三千二百七十余人」と松江藩郡代を追放した三千四十六名とがどれだけ重なるかを「空想」しながら、〝自治〟の実績をもつ隠岐において自由民権運動がほとんど展開されなかったことについて考える方が、はるかに意味のあることであろう。

一八七九（明治一二）年以降、明治期における寺院の復興・移転・開基は二十六か寺に及んだが[66]、それが仏教の復興といえるかどうかは、もちろん別の問題である。

註

(1) 姜『ナショナリズム』（二〇〇一年）viii頁。

(2) 同右vi頁。

なるほど、「確かに満州事変から終戦に至るまでの一五年間は、日本の歴史の中では鬼胎であり、国際社会の鬼っ子となったことは残念なことだ。しかし、それは何千年もの長い日本の歴史においては一瞬の出来事であり、我々はその反省と謝罪をし、貧困のどん底からあくまでフェアなやり方で経済復興を遂げてきたのだ。日本という国（パトリ）そのものを否定する必要などない。」（「アイデンティティゲーム」の時代に問われる「ジャパン・アズ・オンリーワン」の誇り」『SAPIO』二〇〇一年一月二四日・二月七日号）と松本がいうとき、ネーションとパトリは判然としない、というか意図的に混乱させているようにも

見える。

(3) 松本『隠岐島コミューン伝説』（増補・新版、二〇〇七年）一二二頁、傍点―原文。

(4) 『隠岐島誌』（一九三三年初版、一九七二年覆刻）四三九頁。以下、史料の引用にあたって、字体は通行のものに改め、必要に応じて句読点・闕字を整理し、傍点を付した。

(5) 『隠岐島コミューン伝説』（増補・新版）一二二頁。

(6) 同右書一五頁。

(7) 同右書一六頁。

(8) 「国民主義の「前期的」形成」『丸山眞男集』第二巻二二八～九頁、傍点―原文。

(9) 「隠岐騒動」『日本歴史大辞典』河出書房、一九五六年。傍点―藤原。

内藤は、『新修島根県史』（通史篇 二 近代、一九六七年）でも、「神官と尊王攘夷思想をもつ庄屋たちが、民衆がもつ反封建的な革命のエネルギーを利用したといった方が妥当と考える。正義党の庄屋の意識には、尊王攘夷があるだけであった。……ここでの自治とは、尊王攘夷派の神官と庄屋による「自治」しか意味していなかったといわなければならない」としている（二六頁）。内藤は、『国史大辞典』（吉川弘文館、一九八六年）にも「島根県隠岐騒動」の項を執筆しているが、「自治」の性格には言及していない。

(10) 『隠岐島コミューン伝説』（増補・新版）一六頁。

(11) 内藤正中・藤田新・中沼郁『隠岐国維新史―隠岐騒動の再評価―』（山陰中央新報社、一九八六年）一頁。傍点―藤原。

(12) 同右四頁、傍点―藤原。

(13) 同右六頁。

(14) 内藤「隠岐の近代化」『隠岐郷土研究』第一号（一九五六年）二五頁。

(15) 前掲『隠岐国維新史―隠岐騒動の再評価―』四三頁。

内藤の『日本歴史大辞典』の記述について、松本健一は「隠岐島コミューンが尊王攘夷のみを強調していたという断定は、いかなる証拠に依拠しているのか。しかもかれは明治維新を新たな封建制と規定し、島民がそれに何ら言及しなかったとも言うが、それもいかなる理由によるのか。内藤ばかりではない。井上清にしてもそうである。」と批判している。

続けて、「だいたい民衆に、これは封建制、これは絶対制だから、反抗するなどという区分けがどうして必要なのか。人間を

虐げ、おしつぶそうとする力に対して叛逆するのが、民衆の論理である」というが（以上、『隠岐島コミューン伝説』（増補・新版）一六頁）、松本こそ自らの思い入れの上に、指導層の言行やその後裔の思いを積み上げる情緒的な叙述によって、全「民衆」を描こうとしていたといわねばなるまい。後に明らかにするように、指導層と一般農民とは分けて考える必要があろう。

(16) 永海一正『近世隠岐島史の研究』（一九七二年）二五五～六一頁。

(17) 藤田新編『中沼了三書翰集（付中沼龍之助書翰）』七四頁。藤田は一八四九（嘉永二）年のものと推定。

(18) 『隠岐島誌』四一〇～二頁。

(19) 中沼が郷里に宛てた先の書簡には「報国」・「国体」などの文字は見えず、縁者らを案じているにすぎない。

(20) 「農兵設置の触書（加茂井上家文書）」『日本庶民生活史料集成』第十三巻（一九七〇年）三八一頁。以下、同書については『生活史料集成』と略記する。

(21) 『隠岐島誌』四一四～五頁。

(22) 田中豊治『隠岐島の歴史地理学的研究』（一九七九年）二〇六頁。一八六七年の米の石代相場は、四年前に比して倍以上となった。

(23) 以上、「慶応元年一揆打ちこわし教戒書（加茂井上家文書）」『生活史料集成』三八三頁。

(24) 『隠岐島誌』四一五頁。

(25) 『新修島根県史』（通史編 二 近代）一七頁。同書によると、島後の全四十九か村のうちの三十一か村が参加した。

(26) 『隠岐島誌』四一七～八頁。

(27) 以上、「歎願書提出につき取調べの覚書（加茂井上家文書）」『生活史料集成』三八六頁。

(28) 『隠岐島誌』四二三頁。

(29) 『生活史料集成』三八七～八頁。尋問に対して、「コノ（中沼の―筆者註）因ミ以、十津川郷士中ニ数多知音ノ者御座候間、ソノ手寄ヲ以歎願仕度儀ニ御座候」（同上書、三八七頁）と答えている。

(30) 松平定安（一八三五―八二）の版籍奉還までの経歴は、『松平定安公伝』（一九三四年）によれば、次の通り。

一八三五（天保六）年　美作国津山藩主松平斉孝の四男として出生。

一八五二（嘉永五）年　出雲国松江藩（家門）松平斉貴（斉斎）の養子となり、翌年襲封。

一八六二（文久二）年　軍艦二隻（八雲丸）を購入し海防に努める。

一八六三（文久三）年　「習兵所」を設けて、歩騎砲兵を育成。
一八六四（元治一）年　従四位上。同年、幕命により長州征討に出陣。
一八六五（慶応一）年　「修道館」を創設、学芸武術を奨励。
一八六六（慶応二）年　長州再征に出陣するも浜田落城（長州軍の石見占領）。
一八六八（慶応四）年　京都付近の守衛の後、盛岡・酒田に出兵。
一八六九（明治二）年　松江藩知事。

(31)『松江市誌』（一九四一年）七〇六頁。
(32) 同右七〇八頁。
(33)(36)『岩倉公実記』中（明治百年史叢書、一九六八年）二三六頁。
(34)『松平定安公伝』二七四頁。
(35) 同右二八〇頁。鎮撫使は次の四か条から選択して謝罪するように迫った。

今般勅使御下向に付、条々御糺の儀、伏罪之上は左の廉書之内を以て、屹度謝罪之道相立候様可被致候事。
一、雲州半国朝廷へ返上、
一、重役死を以謝罪、
一、稚子入質、
一、勅使国境へ引受決勝敗候上謝罪、（同右二七八頁）

(37)『松平定安公伝』二九八頁。
(38)『松平定安公伝』は、「道聴途(ママ)説、揣摩憶測」と断って、その経緯を次のようにとらえていた。

去五日の如きは、天幕両軍の合戦酣なる時にして、勝敗の数未だ判明せず、是を以て京軍若し敗北する如き事あらん乎、長藩にありては、急ぎ山陰道を経て、兵を京師に送らざるを得ず、又然らざるも、急に其軍を本国に引揚ぐるに当り、路を山陰に取らざるべからず、而も此間因藩は既に薩・長と気脈を通ぜり、意に介すべきは独り雲藩あるのみ、同藩主夙に勤王に志ありと雖も、由来幕府の親藩たり、而して当時財力に富み、兵力亦侮るべからず、若し此際志を徳川氏に通ずる如きことあらん乎、由々しき大事なり。況や征長の役・(ママ)長軍営て内村に於て同藩兵の為に撃破されたる経験あるをや、加之、同藩は夙に隠岐島を幕府より預り、為に非常の利得を収め居るとの風評を耳にせるをや、因・長両藩の当局者たる者、多少此間に私

心野望なきにしも非ざりしならん、然るに其後京地の消息、頗る彼等の為に有利に展開せり。即ち津藩の京軍加盟に依て、幕軍大敗し、慶喜逃走して、また山陰を鎮撫するの要なきに至れり。然も一旦総督派遣の任命下り、因・長両藩の予定計画あるに、其事水泡に帰する如き、頗る遺憾とせざるを得ず、是れ其一応雲藩・浜田藩及幕府の采邑多き石州地を取調ぶるを名目とし、かくは同総督一行の急遽下向を見しものなり（『松平定安公伝』二六五～六頁）

また、同書は、事態収束後の四月一日から十日にかけて、西園寺とその用人や因幡藩主従に金品を贈ったと記し、「之を要するに山陰道鎮撫使は、表面其各堂々たりと雖も、実は薩、長、因の諸藩が朝紳の一部と結び、唯だ我藩に圧迫を加へ、以て最後に各自利する所ありし一喜劇たるに過きず。而して当時比較的財政に豊かなりし我藩が、之が為に累せられしは、また一時の悪夢たりし観なくんばあらざるなり」（同書二九七～九頁）と「鎮撫使事件の終熄」の項を結んでいる。

(39) 『新修島根県史』（通史篇 二 近代）一三頁。

(40) 『松江市誌』七四〇頁。

(41) 『隠岐島誌』四二九～三〇頁。

(42) 同右四三一頁。

(43) 永海前掲書（二八三頁）によれば、全四十九か村のうちの四十八か村から三千四十六名が参加した。全男子の三十六％にあたるというから、成人男子の組織率は相当に高いといえよう。しかし、そのことは同時に参加者の主体性の問題が不問に付されてはならないということを教えている。

(44) 『隠岐島誌』四三五頁。

(45) 同右四三七頁。

(46) 判沢弘「〝優しい革命〟隠岐騒動」（上・下）『読売新聞』一九七一年十一月十・十一日。
なお、中沼郁・斎藤公子『もう一つの明治維新―中沼了三と隠岐騒動―』（一九九一年）は、半沢の記事を日付を誤って引用しているが、隠岐騒動に関連する文献に広く当たっているので、文献検索に関しては極めて有用であった。

(47) 『隠岐島誌』四三八～九頁。

(48) よく知られているように、「告諭大意」は、一八六八（明治一）年一〇月に京都府が出したものを一八六九（明治二）年二月に行政官が各府藩県に普及させようとした。憐愍の情を見せつつ、報国を要求するものであった。
人ノ人タル道ニ叶ヒ、神州ニ生レタル主意ニ乖カザラント思ハヾ、先神州ノアリガタキヲ考ヘ、御国恩ニ報ユル心掛スベシ。

……天孫闢キ給フ国ナレバ、此国ニアルトアラユル物、悉ク天子様ノ物ニアラザルハナシ。……民安カレト朝ナ夕ナ祈ラセ給フ事、実ニアリガタキ事ナラズヤ。……王政復古、諸事正大公明ニシテ、上下心ヲ一ニシ、末々ニ至ルマデ各其志ヲ遂サセ、益安穏ニ世渡ヲ営マセ、永ク皇国ノ外国ニ勝レシ風儀ヲ守リ、広ク皇威ヲ世界ニ輝カサントノ御事ナレバ、能々此叡慮ヲ感戴シ奉リ、謹デ御沙汰筋ヲ守リ、供々努テ御為ニ成ベキ儀ヲ心掛、累代ノ御鴻恩ヲ分毫ニテモ報ヒ奉ラバ、神州ノ民タルニ乖カザルベシ。（『天皇と華族』（日本近代思想大系2、一九八八年）二五～七頁）

(49) 『隠岐島誌』は、「庄屋職ノモノ庄屋ノ二字ヲ忌ミ山陰道鎮撫使役所ノ書翰ニ示セル公文（ママ）ノ二字ヲ換用シ公聞職（ママ）と自称ス」（四四六頁）と伝える。

(50) 同右四四三～五頁。周旋方（七名）・文事方（六名）・軍事方（三名）・撃剣方（五名）・武具方（七名）・兵糧方（二名）・兵糧世話方（六名）・算用調方（三名）・廻船方（三名）・記録方（七名）・直用掛（四名）・警衛方（六名）・目付役（一名）などがあった。

(51) 『生活史料集成』四〇三～四頁。

(52) 『隠岐島誌』四五五頁。

(53) 以上、同右四五五～七〇頁。他に負傷した者が八名、捕らえられた者が二十五名、逃亡した者が多数あったという。

(54) 以上、同右四七一～九頁。

(55) 同右四八三～七頁。

(56) 同右五〇〇～六頁。

(57) 同右五〇七頁。

(58) 井出孫六『歴史紀行 島へ』（一九八五年）八一頁。

(59) 『隠岐島誌』五一七～二六頁。

(60) 「奉歎願口上の覚（加茂井上家文書）」『生活史料集成』四三二頁。

(61) 『隠岐島誌』五三四頁。

(62)(71) 「御糺に付奉申上候事」『生活史料集成』四三三頁。

(63) 鷲尾順敬「隠岐の神仏分離事件の顚末」『神仏分離史料』第一巻（復刻版、一九七〇年）九九六～七頁。

(64) 「奉歎願一札の事」『生活史料集成』四三二頁。

(65) 鷲尾前掲書九九七～八頁。

安丸良夫は、この史料を先の血判状と共に引用して、「これは、廃仏毀釈への意図的な抵抗を表現するものではないとしても、信仰体系の強制的な置換が、信仰心そのものの衰退を招いた」（『神々の明治維新』（一九七九年）九二～三頁）と指摘した。強圧的に信仰の改変が行なわれたことに異論はないが、やがて相当数の寺院が復活することや、それでも神道（「神宗門」）は定着するということこそが問題であって、それは民衆の宗教性によって説明されなければならないだろう。

(66) 阪本是丸『近世・近代神道論考』（二〇〇七年）一五一頁。阪本は、「今日においてもなお旧態依然たる「法難」的神仏分離・廃仏毀釈研究の域を脱出できないのが現状」（一四一頁）であるとして研究状況を批判し、「神仏分離・廃仏毀釈には多様な形態があること、そして、それはとりもなおさず、神仏分離・廃仏毀釈の前提たる「神仏習合」にも多様な形態があったからである、という事実がほとんど言及されていないこと」（一四六頁）を指摘して、「「神仏習合」は神祇を抜きにしては出現も、存在もしえなかった」（一四八頁）と論じている。

いうまでもなく、仏教伝来以降、神仏混淆が常態であるし、「神祇」信仰を軽視するつもりはない。神仏分離・廃仏毀釈の当事者が各々どのような日本近代を生みだしたのかは、過不足なく評価しなければならない、というだけのことである。

(67) 『隠岐島誌』五〇六頁。

(68) 永海前掲書三〇一～二頁、所引。

(69) 『西郷町誌』（西郷町、一九七六年）七二頁。

(70) 『生活史料集成』四二二頁。

(72) 『新修島根県史』（通史篇 二 近代）二一頁。

(73) 『隠岐島誌』五四一頁。

(74) 以上、『橋川文三著作集』第九巻（二〇〇一年）九二頁。

(75) 『新聞集成明治編年史』第四巻二六二頁。

(76) 横山彌四郎『隠岐寺院史―廃仏後における仏教の復興―』（私家版、一九七三年）より算出。

キーワード　隠岐　幕末維新期　コミューン（自治）　廃仏毀釈